



'94 Year's Report

財団法人 大阪府男女協働社会づくり財団

目 次

◎ 財団法人大阪府男女協働社会づくり財団の概要	1
◎ ドーンセンターの概要	3
◎ 事業概要	
第1 各種事業の実施	8
1 情報収集・提供事業	8
2 能力開発育成事業	12
3 相談カウンセリング事業	14
4 交流促進事業	20
5 啓発学習事業	22
6 健康促進事業	25
7 広報事業	25
8 一時保育の実施	25
第2 ドーンセンターオープニングイベント等の開催	27
1 開館記念式典	27
2 オープニングイベント	27
第3 施設の管理	30
1 会議室・ホール等の利用	30
2 来館者数	31
3 視察対応	32
4 グループ活動の支援等	32
第4 財団の運営	33
1 理事会の開催	33
2 ドーンセンター運営推進委員会の設置	33
3 職員採用等	33
◎ 平成6年度財団主催講座・イベント及び行事一覧	34
◎ 参考資料	
・ 財団法人大阪府男女協働社会づくり財団設立趣意書	38
・ 財団法人大阪府男女協働社会づくり財団寄附行為	39
・ 財団法人大阪府男女協働社会づくり財団役員名簿	46
・ ドーンセンター運営推進委員会設置要綱	47
・ ドーンセンター運営推進委員名簿	48
・ 大阪府立女性総合センター条例	49
・ 大阪府立女性総合センター条例施行規則	50

財団法人大阪府男女協働社会づくり財団の概要

1 設立目的

財団法人大阪府男女協働社会づくり財団は、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加・参画を促進し、行政並びに府民・民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために中心的な役割を果たすとともに、各種事業及びドーンセンターの管理運営を行うこと等により男女協働社会の実現に寄与することを目的とする。

2 設立年月日

平成6年4月1日

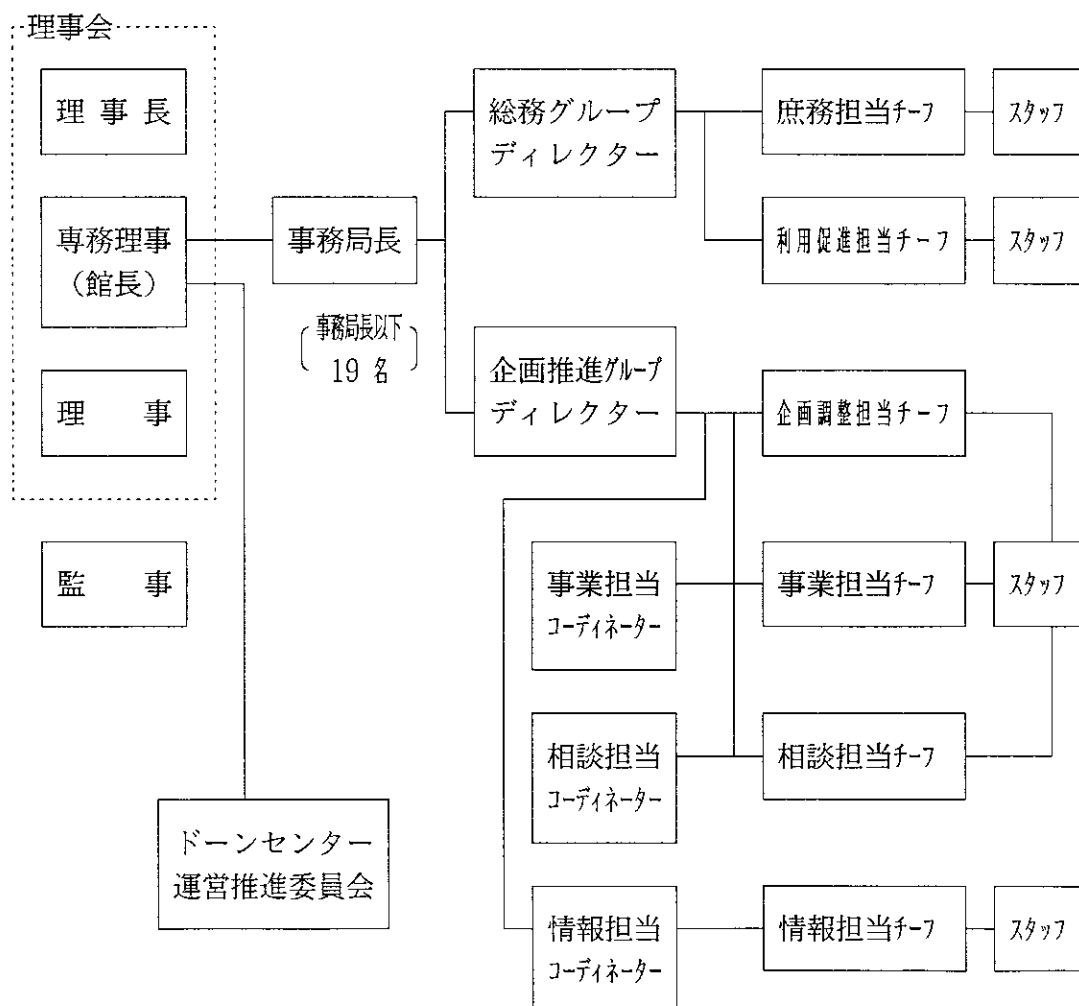
3 基本財産

1億円

4 財団の事務所

大阪府中央区大手前1丁目3番49号

5 組織体制



6 主要事業

- (1) 情報収集・提供事業
ライブラリー事業、データバンク事業
- (2) 能力開発育成事業
自己開発講座、ニューワーク創業支援事業
- (3) 相談カウンセリング事業
電話、面接、特別相談、サポートグループ
- (4) 交流促進事業
女性のネットワークづくり事業、文化・表現活動の支援事業、国際交流事業
- (5) 啓発学習事業
女性問題啓発講座、ウィメンズセミナー
- (6) 健康促進事業
- (7) 広報事業
- (8) 施設の管理運営の受託事業

7 財団のあゆみ（平成6年度）

- ・6. 4. 1 財団設立（理事長 谷川秀善 事務所：大阪府立婦人会館内）
大阪府から財団への出向者及び財団職員採用者辞令交付
- ・6. 4. 17 大阪府から財団への出向者辞令交付
- ・6. 5. 11 第1回理事会開催
- ・6. 6. 12 財団職員採用第1次試験実施
- ・6. 6. 18 財団設立記念イベント（ウィメンズフォーラム）の開催
- ・6. 6. 20 第2回理事会開催（理事長に吉沢 健氏就任）
- ・6. 7. 10 財団職員採用第2次試験実施
- ・6. 7. 29 ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）竣工
- ・6. 8. 8 大阪府から財団へ施設引き継ぎ
- ・6. 8. 29 財団事務所移転（ドーンセンター内）
- ・6. 9. 1 財団職員採用者辞令交付
- ・6. 10. 14 国連女性開発基金（エフ・エム）国内委員会法人会員加盟
- ・6. 10. 27 第1回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・6. 11. 1 大阪府から財団への出向者辞令交付
- ・6. 11. 4 ドーンセンター内見会
- ・6. 11. 7 開館記念式典
- ・6. 11. 11 オープニングイベント開催（～11. 13）
- ・6. 11. 26 大阪国際女性フォーラム開催（～11. 27）
- ・6. 12. 1 講座等の開始
- ・7. 1. 20 阪神大震災義援金募金箱の設置
- ・7. 2. 6 阪神大震災こころのサポート電話実施（～3. 31）
- ・7. 2. 17 大阪府下女性関係施設連絡協議会開催
- ・7. 2. 27 第2回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・7. 3. 16 女性と人権展（リバティおおさか巡回展）の開催（～3. 21）
- ・7. 3. 17 第3回理事会開催

ドーンセンターの概要

1 基本理念と目的

「男女の自立と対等な参加・参画に基づく男女協働による新しい社会の創造」を基本理念とし、その実現のために3つの「イ」を基本とした女性の総合的な支援施設としての役割を果たすことを目的としている。

- 3つの「イ」
- ・ Identity(アイデンティティ) : 女性の社会的自立の拠点
 - ・ Information(インフォメーション) : 情報ネットワークの拠点
 - ・ Internationality(インターナショナリティ) : 国際交流の拠点

2 沿革

ドーンセンターは、各界の専門家や女性団体、グループの方々など、幅広い府民の参画を得て建設計画を進めてきた。

センターの事業や施設内容についてもドーンセンター推進会議やクリエイティブフォーラムなどを開催し、府民の方々とともに検討を行い方針を決定した。

- 昭和61年度
- ・ 「21世紀をめざす大阪女性プラン」策定（4月）
（昭和61年度～平成2年度）
 - ・ 建設予定地（元大手前会館跡地）を決定（9月）
 - ・ 第1回婦人団体、グループアンケート実施（1月）
- 昭和62年度
- ・ 基本構想公表（6月）
 - ・ 第2回婦人団体、グループアンケート実施（1月）
- 昭和63年度
- ・ 婦人総合センター（仮称）推進会議の設置（9月）
（平成3年7月、ドーンセンター推進会議に改称）
 - ・ クリエイティブフォーラム開催（12月）
 - ・ 府政モニターアンケート調査実施
 - ・ 元大手前会館撤去完了（1月）
- 平成元年度
- ・ 基本設計
 - ・ 文化財発掘調査／第1期
- 平成2年度
- ・ 実施設計
 - ・ 文化財発掘調査／第2期
 - ・ クリエイティブフォーラム開催（12月）
 - ・ 愛称「ドーンセンター」に決定（2月）
- 平成3年度
- ・ 「女と男のジャンププラン」策定（9月）
（平成3年度～12年度）
 - ・ 文化財発掘調査／第3期
 - ・ クリエイティブフォーラム開催（12月）
 - ・ 建設工事着工（3月）／工期28か月
- 平成4年度
- ・ クリエイティブフォーラム開催（12月）
 - ・ シンボルマーク決定（1月）
- 平成5年度
- ・ プレイベント「女性映像フォーラム」開催（11月）
- 平成6年度
- ・ ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館（11月）

3 建物概要

所在地	大阪市中央区大手前1丁目3番49号
敷地面積	3, 170 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
階数	地上10階地下1階
高さ	52 m
建築面積	1, 970 m ²
延床面積	12, 760 m ²
立体駐車場	92台

4 管理運営

財団法人大阪府男女協働社会づくり財団

5 利用について

- (1) 開館時間 午前9時30分～午後9時30分
- 情報ライブラリー 平日・土曜 午前9時30分～午後9時30分
日曜・祝日 午前9時30分～午後5時30分
(貸出返却手続・情報相談は終了時間の30分前まで)
- 相談カウンセリング 電話相談：月～金曜 午前10時～午後4時
午後6時～午後8時
土・日・祝日 午前10時～午後4時
面接相談：月・木曜 午前9時45分～午後8時30分
火・金・土・日・祝 午前9時45分～午後5時30分
法律相談：第2木曜 午後6時～午後8時
第4金曜 午後2時～午後4時
からの相談：第4土曜 午後2時～午後4時
- ウェルネスのフロア 平日・土曜 午前9時30分～午後9時
日曜・祝日 午前9時30分～午後5時
(入場は終了時間の30分前まで)
- (2) 休館日 毎週水曜日、年末年始、祝日の振替日
情報ライブラリーは、毎月最終月曜日及び特別資料整理期間も休館
- (3) 受付開始日 ホール・パフォーマンススペース：6か月前から
会議室等：3か月前から
毎月1日に抽選。それ以後は先着順
- (4) 駐車場 立体駐車場 92台
最初の1時間まで 400円（超過30分ごとに 200円）

事業概要

平成6年度、財団法人大阪府男女協働社会づくり財団は男女協働による真の豊かな社会を実現するため、各種事業を実施した。

また、大阪府から管理運営の委託を受けたドーンセンターの開館に向けて、準備作業を行った。ドーンセンターは、7月末に竣工、8月には大阪府から施設の引き継ぎを受け、11月11日にオープンした。

平成6年度の財団の活動状況を内容別に分けると、

- 1 各種事業の実施
- 2 ドーンセンターオープニングイベント等の開催
- 3 施設の管理
- 4 財団の運営

の4項目に分かれるが、その概要は以下のとおり

第1 各種事業の実施

1 情報収集・提供事業

女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、データベース化するとともに、これらを活用して、多様な情報ニーズに的確に対応した情報提供を行った。

(1) ライブラリー事業

女性関連の図書・資料・ビデオ等を収集し、閲覧・視聴・貸出サービスを行うほか利用者からの情報相談に応じた。

ア 図書・資料の収集冊数 (平成7年3月31日現在)

図 書 17,463冊
 行政資料 4,156冊
 雑 誌 516タイトル、7,720冊
 AV資料 184本 (ビデオ167本、カセットブック17本)

① 図書の内訳

分 類	冊 数
総 記	1,185
哲 学	877
歴史・女性事情	1,613
社会科学	6,356
自然科学	783
技 術	650
産 業	145
芸 術	806
言 語	127
文 学	4,921
合 計	17,463

② 行政資料の内訳

分 類	冊 数
行動計画・プラン	422
施策概要・統計・白書	1,053
調査・研究報告書	755
イベント・講座等の記録	813
研修・派遣事業報告書	370
女性関連施設概要	164
啓発冊子	333
その他	246
合 計	4,156

③ 雑誌の内訳

種 別	タイトル数
女性問題関連雑誌	5 1
一般雑誌	6 1
グループのミニコミ誌	1 1 5
女性学関連研究所等の 年報・機関誌	5 0
行政の広報誌	1 5 0
女性関連施設の広報誌	8 7
その他	2
合 計	5 1 6

④ ビデオの内訳

分 類	本 数
女性問題・フェミニズム	1 5
性	2 2
からだところ	1 8
家族・家庭	3
子ども・学校	1 0
高齢化	4
社会一般	1 7
しごと	1 4
政治・法律・行政	6
教育・研究	6
文化・芸術・表現	5 2
合 計	1 6 7

イ 利用者登録数（ライブラリーカード）

区 分	登 録 者 数	
個 人	女 性	1, 8 8 8
	男 性	2 5 7
	合 計	2, 1 4 5
特別貸出等※	2 8	
合 計	2, 1 7 3	

※行政関係・学校関係その他団体への貸出、及び館内閲覧資料の一時貸出

ウ 貸出件数

分 類	貸 出 件 数
図書・雑誌	1 1, 8 3 7 (冊)
行政資料	1 3 2 (冊)
A V資料	1, 1 9 7 (本)
合 計	1 3, 1 6 6

エ 情報相談

ライブラリー職員が、図書・資料・データベース等を活用して、検索指導や来館・電話による情報相談に応じた。

(内 訳)

分 類	件 数
利用案内	8 3 1
検索指導	3 9 0
資料の所蔵・所在調査	4 6
特定テーマの資料案内	7 6
人材・学習情報の提供	6 9
グループ・施設情報の提供	3 7
その他	1 6
合 計	1, 4 6 5

(2) データバンク事業

各種女性関係情報を誰もが自由に検索できる情報システム「情報CAN・ドーンネット」を開発し、データベースを構築するとともに、これを活用した講座等を開催した。

ア データベースの構築

メニュー名称	データ数	アクセス回数
ドーンネット 利用案内	1 1 3	2, 3 5 0
ライブラリーの本・ビデオ	(1)のとおり	1, 9 3 4
なんでも情報玉手箱	—————	4, 4 2 6
講座・イベント	3 0	
団体・グループ情報	2 5 5	
人材情報	1, 0 0 8	
女性関連施設情報	6 2 3	
女性行政窓口情報	2 9 9	
統計情報	54テーマ 97画面	
法律・制度	20テーマ 68画面	
困ったときに	1, 8 1 0	
ひろがれネットワーク	0-net24, ドーンプラザ	1, 5 8 4
ドーンネットの使い方	7	1, 0 2 0
合 計	—————	1 1, 3 1 4

イ 館外からの接続回数

One t 2 4 経由 7 8 5 件
 ドーンプラザ経由 2 8 1 件
 合 計 1, 0 6 6 件

ウ ドーンネット検索講習会の開催

ドーンネットの利用者拡大を図るため、検索のための基本的操作方法を実習する講習会を開催した。

定員：11人（1回当たり） 受講者数：合計 100人 受講料：無料

開催日：平成6年12月～平成7年3月 毎週金曜日

回 数：合計15回 午前(10:00～11:30) 5回、午後(14:00～15:30) 5回、
 夜間(18:30～20:00) 5回

エ 自分を生かす情報さがし講座の開催

情報化社会の中で、女性が自分に必要な情報を選び取り積極的に活用していくためのノウハウを身につけるための講座を開催した。

定員：40名 受講者数：37人

月曜日 午前10時から午後0時 受講料：3,000円

	月 日	テ ー マ	講 師
1	1 / 23	自分を生かす情報さがし	尼川洋子（ドーンセンター情報担当コーディネーター）
2	1 / 30	女の本からのメッセージ	木下明美（ブックアドバイザー）
3	2 / 6	新聞を自分流にクリッピング	尼川洋子（ドーンセンター情報担当コーディネーター）
4	2 / 20	ドーンネットを使って情報検索	ドーンセンター 情報ライブラリースタッフ
5	2 / 27	整理上手は仕事上手	尼川洋子（ドーンセンター情報担当コーディネーター）

オ ドーンプラザの運営

会員制のワープロ・パソコン通信を開設し、利用者の情報発進・交流の場を提供した。

・会員数：173 名 （女性 132 人、 男性 41人）

・トップメニュー

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. サービス案内 | 2. 利用者情報 |
| 3. 電子掲示板 | 4. 電子会議室 |
| 5. 電子メール | 6. ドーンネットDB |
| 0. One t 2 4 | |

2 能力開発育成事業

女性の社会参加・参画を促進するため、女性の能力の開発・育成に必要な講座等の開催や各種支援事業を行った。

(1) 社会参加をめざす女性のための自己開発講座

社会参加をめざす女性が自己を見つめ、社会との関連で自分に対する理解を深めるとともに、女性の多様な社会参加の実態にふれ、社会に対し働きかける力を養うなど社会参加に必要な基礎的能力を向上させるための講座を開催した。

定員：36人 受講者数：32人 時間：午前10時から午後0時

	月 日	テ ー マ	講 師
1	1/24(火)	女性の自己実現と社会参加	津村明子(ドーンセンター館長)
2	1/27(金)	社会と家族の中の私～女性のライフサイクルと心の成熟～	本多利子(ドーンセンターカウンセラー)
3	1/30(月)	自分を知る・自分を伝えるⅠ～目で見えてわかる心の動き～	平松みどり(ドーンセンターカウンセラー)
4	1/31(火)	自分を知る・自分を伝えるⅡ～自分の考え方・価値観は?～	西田真哉(SMILE研究所所長)
5	2/3(金)	自分を知る・自分を伝えるⅢ～私の行動パターンは?～	西田真哉(SMILE研究所所長)
6	2/7(火)	自分の職業適性を考える	伊東真行(大阪府中央労働事務所職業カウンセリングセンター主査)
7	2/10(金)	女性と自己表現～アサーティブネス訓練の考え方～	内藤みちよ(ドーンセンターカウンセラー)
8	2/14(火)	私と社会～社会の中での私～	川喜田好恵(ドーンセンター相談担当コーディネーター)
9	2/17(金)	私と家族Ⅰ～嫁と長男(家族に温存される家夫長制)～	横村久子(奈良文化女子短期大学教授)
10	2/20(月)	私と家族Ⅱ～家族の行方(開かれた関係性を求めて)～	横村久子(奈良文化女子短期大学教授)
11	2/24(金)	変動する社会Ⅰ～情報化社会における女性情報～	尼川洋子(ドーンセンター情報担当コーディネーター)
12	2/28(火)	変動する社会Ⅱ～北京世界女性会議への動き～	國信満子(愛知淑徳大学教授)
13	3/3(金)	私と地域～高齢者が高齢者を支える地域づくりとは～	山林知左子(神戸市シルバーカレッジ教務主任)
14	3/7(火)	地域社会への関わり方～ボランティア活動の新しい流れ～	森綾子(宝塚市ボランティア活動センター所長代理)
15	3/10(金)	女性の就業Ⅰ～女性の労働権と経済的自立～	井上チイ子(女性職能集団WARP理事長)
16	3/14(火)	女性の就業Ⅱ～女性の仕事づくり～	中西豊子(ウイメンズブックスストア松香堂代表取締役)
17	3/17(金)	法制度における女性の地位	高瀬久美子(弁護士)
18	3/21(火)	家族の中での自己表現	宮本由起代(ドーンセンターカウンセラー)
19	3/24(金)	女性が働き続けるために	音田昌子(読売新聞編集委員)
20	3/28(火)	まとめ～社会参加への第一歩～	田上時子(ドーンセンター事業担当コーディネーター)

(2) ニューワーク（女性起業家）創業支援事業

女性の経済活動における社会的不平等の是正と女性の新しい働き方の創造を目的として「起業」という手段で、社会的に意義の高い仕事を自ら創りだし、自立と自己実現を図る新しい働き方を行おうとする女性に対して、創業するための各種支援を行った。

ア 女性のためのニューワーク創業支援講座

会社の作り方や会計等起業に必要な基礎的な知識・技術を効果的に学ぶ講座を開催した。

定員：40人 受講者数：40人 受講料：30,000円

	日 時	テ ー マ	講 師
1	1/21(土) 10:00～10:20 10:20～11:00 11:00～12:30 13:30～15:30 15:45～16:50	オリエンテーション 自己紹介と起業家度チェック 事業計画と経営戦略について(1) 〃 (2) 成功のためのオープニングカレンダー	佐藤康司(WWB/ジャパン事務局) 片岡晃(市民バンク事務局) 片岡晃(市民バンク事務局) 佐藤康司(WWB/ジャパン事務局)
2	1/22(日) 10:00～12:00 13:00～15:00 15:15～16:50	ビジネスと自分探しのマーケティング ニューワークの可能性と世界への広がり 事業組織と会社の作り方	森重玲子(㈱フローラ代表取締役) 片岡勝(㈱プレスオールターナティブ代表) 佐藤康司(WWB/ジャパン事務局)
3	1/28(土) 10:00～12:00 13:00～15:00 15:15～16:50	会計1・仕訳について 会計2・損益計算書、貸借対照表の読み方 資金調達について	片岡晃(市民バンク事務局) 片岡晃(市民バンク事務局) 片岡晃(市民バンク事務局) 他
4	1/29(日) 10:00～12:00 13:00～15:15 15:30～16:50	女性起業家成功事例 (1) ー専業主婦から企画会社を設立ー 損益分岐点分析 コンピューターを使った会計・商品管理	不破三枝子(㈱レギー代表取締役) 佐藤康司(WWB/ジャパン事務局) 佐藤康司(WWB/ジャパン事務局)
5	2/4(土) 10:00～12:00 13:00～14:30 14:45～16:50	女性起業家成功事例 (2) ー大手不動産会社からの独立ー 不動産契約の実務と注意 オープニングカレンダー発表	木原和代(㈱E・ライフ代表取締役) 木原和代(㈱E・ライフ代表取締役) あだちゆきこ(WWB/ジャパン代表)
6	2/5(日) 10:00～12:00 13:00～14:00 14:15～15:30 15:30～16:00 16:00～18:00	ビジネスゲーム<アドミニストレーション> グループディスカッション ビジネスゲームの発表 女性起業家の広がり 修了式 交流サロン	佐藤康司(WWB/ジャパン事務局) 佐藤康司(WWB/ジャパン事務局) あだちゆきこ(WWB/ジャパン代表)

イ ニューワーク事業相談

事業計画の作り方を始め、融資申込のための手続など開業までの手順に沿った起業に関する相談を実施した。

相談者数：28人

日程：2/24(金)・25(土)、3/3(金)・4(土)・17(金)・18(土)

担当：WWB/ジャパン事務局スタッフ

3 相談カウンセリング事業

女性の直面している様々な問題について、女性の視点から自立と主体的な生き方を
目指し、相談カウンセリングにより、必要な援助と解決のためのサポートを行った。

なお、平成6年度の相談事業は、婦人会館からドーンセンターへの移行に伴い、10
月までは婦人会館で、11月11日以降はドーンセンターで実施した。

〔婦人会館における相談カウンセリング事業〕

(1) 相談事業

ア 電話相談：専用電話を使った、電話相談員による相談

毎週火曜日から土曜日 午前9時30分から午後4時30分

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計	(%)
家族		22	79	77	81	29	288	22.2
夫婦	1	36	92	81	46	16	272	21.0
男女	1	22	8	28	13	1	73	5.6
性	1	1	2	1	3		8	0.6
生きがい	1	14	32	234	14	8	303	23.3
健康		22	41	40	21	2	126	9.7
職業		8	21	24	10		63	4.9
教育		1	3	4		1	9	0.7
近隣関係		4	22	13	6	2	47	3.6
生活経済		6	13	13	16	7	55	4.2
法律		6	9	5	4	2	26	2.0
その他	1	3	7	11	5	2	29	2.2
合計	5	145	329	531	219	70	1,299	100.0

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
件数	181	165	195	197	185	172	204	1,299

イ 面接相談：女性問題専門カウンセラーによる面接でのカウンセリング

火・金曜日・第1・3日曜日 午後0時40分から午後4時30分

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計	(%)
家族		9	23	10	17	3	62	29.5
夫婦			14	7	10	1	32	15.2
男女	1		1		1		3	1.4
性								
生きがい		5	18	3	4	1	31	14.8
健康			24	8	4	13	49	23.3
職業		1	1				2	1.0
教育			1	2			3	1.4
近隣関係			3				3	1.4
生活経済		1			3		4	1.9
法律		2					2	1.0
その他		3	8	5	3		19	9.1
合計	1	21	93	35	42	18	210	100.0

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
件数	35	30	35	36	20	28	26	210

ウ 法律相談：女性弁護士による法律問題に関する面接相談

毎月第3木曜日 午後1時から午後3時

	相続	離婚	不動産	家庭争議	その他	合計
件数	4	9	3	2	2	20

(2) 相談員会議

平成6年4月から9月まで、毎月第1木曜日の午前に開催（計6回）し、相談事業の進め方について調整を行うとともに、毎回1例ずつ「事例検討」を行い、相談員の研鑽を図った。

〔ドーンセンターにおける相談カウンセリング事業〕

(1) 相談事業

ア 電話相談：専用電話を使った、電話相談員による相談

月曜日から金曜日 午前10時から午後4時

午後6時から午後8時

土・日曜日・祝日 午前10時から午後4時

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合 計	(%)
生き方	2	16	24	167	13	4		2	228	19.8
こころ		20	24	60	11	4		15	134	11.6
からだ		7	4	15	2			2	30	2.6
仕事上の悩み		11	9	21	3	1			45	3.9
夫婦関係		18	51	40	38	4		8	159	13.8
親子関係	1	15	40	39	41	22	2	9	169	14.7
人間関係		22	55	67	14	2		5	165	14.3
性・性的被害		5	4	1	2			2	14	1.2
暮らし		13	12	31	7	5	3	118	189	16.4
その他		1	1	3	1			13	19	1.7
合 計	3	128	224	444	132	42	5	174	1,152	100.0

	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
件 数	158	198	269	283	244	1,152

イ 面接相談：女性問題専門カウンセラーによる面接でのカウンセリング
月・木曜日 午前9時45分から午後8時30分
火・金・土・日曜日・祝日 午前9時45分から午後5時30分

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合 計	(%)
生き方	1	54	77	19	12	4			167	37.3
こころ	1	26	27	7	1	4			66	14.7
からだ		2		1					3	0.7
仕事上の悩み		8	6	2	6				22	4.9
夫婦関係		6	32	10	11	3			62	13.8
親子関係		14	24	17	27	3		1	86	19.2
人間関係		11	9	15	2				37	8.3
性・性的被害			3						3	0.7
暮らし		1		1					2	0.4
その他										
合 計	2	122	178	72	59	14		1	448	100.0

	11 月	12月	1 月	2 月	3 月	合 計
件 数	56	113	83	94	102	448

ウ 法律相談：女性弁護士による法律問題に関する面接相談
毎月第2木曜日 午後6時から午後8時
第4金曜日 午後2時から午後4時

項 目	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計	(%)
夫婦（離婚等）		1	2	3	3	9	37.5
相 続 ・ 扶 養	1		1	1	1	4	16.6
借 地 借 家					1	1	4.2
消 費 者 等							
相 隣 関 係							
刑 事 事 件			1			1	4.2
そ の 他	1	2	2	2	2	9	37.5
合 計	2	3	6	6	7	24	100.0

エ からだの相談：女性産婦人科医師による医療的見地からの助言が必要なもの
についての面接相談

毎月第4土曜日 午後2時から午後4時

	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
件 数	2	3	3	4	3	15

オ 期間を限定した特別相談の実施

① 女性のための年金相談とコンピューターによる生活設計診断

日 程：平成7年2月26日（日）～28日（火） 午後1時～午後4時

相談員：女性の社会保険労務士、大阪府貯蓄推進員

相談件数：面接相談 14件 電話相談 10件 合計 24件

生活設計診断 10件

② 阪神大震災被災者のためのこころのサポート電話

専用電話を使った、ボランティア相談員による被災者へのサポート電話

期間：平成7年2月6日（月）～3月31日（金） 午前10時～午後6時

相談件数：2月 100件 3月 51件 合計 151件

(2) サポートグループ

子育てや夫婦関係等同じ悩みをもつ女性が集まり、ファシリテーターを中心に自分の悩みを語り合い相互に支援を行うことにより悩みの解決を図った。

5グループ 各12回

	日 程	テーマ	ファシリテーター	参加者
1	12/13 ～3/28 毎週火曜日 午前	ああ結婚！ああ夫婦？	宮本 由起代（ドーンセンターカウンセラー）	13
2	12/13 ～3/28 毎週火曜日 午後	子どもとのつきあい方	内藤 みちよ（ドーンセンターカウンセラー）	6
3	12/16 ～3/17 毎週金曜日 午前	障害をもつ家族と生きる	竹之下 雅代（ドーンセンター電話相談員）	2
4	12/16 ～3/17 毎週金曜日 夜間	人間関係のにが手な私	平松 みどり（ドーンセンターカウンセラー）	15
5	12/17 ～3/18 毎週土曜日 午前	女性のからだは誰のもの？	谷田 寿美江（ウィメンズセンター大阪スタッフ）	5

(3) 相談員に対する研修

ア 事前研修

ドーンセンターでの事業実施に先立ち、平成6年7月26日から10月14日まで計7回、ドーンセンターでの相談事業の概要、フェミニストカウンセリング、相談員倫理等について研修するとともに、主な相談ネットワーク機関（大阪府婦人相談所・大阪府立こころの健康総合センター他2カ所）の視察を行った。

イ 相談員会議

平成6年12月から平成7年3月まで、毎月第1木曜日の午前に計4回、相談事業の進め方についての調整や社会資源台帳（相談関連機関情報）の整備等について検討を行うとともに、毎回1例づつ「事例検討」を行い、相談員の研鑽を図った。

(4) 女性（わたし）のためのカウンセリング講座の開催

カウンセリングの手法を用いて、自己発見のために必要な視点及び女性の日常に生じる諸問題についてその解決の糸口を見つけるための講座を開催した。

定員：70人 受講者数：71人 時間：午後2時から午後4時

	月 日	テ ー マ	講 師
1	12／8（木）	現代社会の中の女性・男性 ～国際家族年のめざすもの～	川喜田好恵（ドーンセンター相談担当 コーディネーター）
2	12／15（木）	民法改正案と女性～戸籍・別姓・離婚にみる女性の地位～	川崎裕子（弁護士）
3	12／22（木）	体を通してみる女性の自立 ～不妊・体外受精・子宮内膜症などをめぐって～	宇野澄江（ウィメンズセンター大阪 スタッフ）
4	1／12（木）	自分を生きる性 ～セクシュアリティと人間関係～	上村くにこ（甲南大学教授）
5	1／20（金）	更年期の体と健康 ～ ホルモン治療の功罪～	加藤治子（阪南中央病院産婦人科医長）
6	1／26（木）	女性をとりまく落とし穴と法律 ～家族・子ども・消費者問題～	竹川幸子（弁護士）
7	2／2（木）	みられる存在と精神病理 ～女性のうつ・不安をめぐって～	頼藤和寛（大阪府中央子ども家庭 センター主幹・精神科医）
8	2／9（木）	女らしさの病 ～女性の生き方と心の健康～	川喜田好恵（ドーンセンター相談担当 コーディネーター）
9	2／16（木）	カウンセリングとは ～“自分”を育てるカウンセリング～	平松みどり（ドーンセンター カウンセラー）
10	2／23（木）	子どもの悲鳴、母の悲鳴 ～母と子を取り囲むものはなにか～	本多利子（ドーンセンター カウンセラー）
11	3／2（木）	女性と自己表現 ～アサーティブな生き方の第一歩①～	宮本由起代（ドーンセンター カウンセラー）
12	3／9（木）	女性と自己表現 ～アサーティブな生き方の第一歩②～	内藤みちよ（ドーンセンター カウンセラー）
13	3／16（木）	カウンセリングの現場に見る女性の自立	松島恭子（大阪市立大学専任講師）
14	3／30（木）	セクシュアル・ハラスメントと労働環境 ～職場での女性・男性～	段林和江（弁護士）
15	3／30（木）	フリートーク	川喜田好恵（ドーンセンター相談担当 コーディネーター）

※ 3／30（木）は、午前・午後実施

4 交流促進事業

(1) 女性のネットワークづくり事業

女性団体、グループ等に活動の拠点となる場と機会を提供し、活動経験やノウハウ等の情報の蓄積、提供を行い、交流の活発化を図った。

ア ジャンプ活動報告交流会

大阪府ジャンプ活動助成事業の成果を広く府民に還元するため、活動成果の発表、情報交換、交流の場を提供した。

とき：3月19日（日） 午後5時から午後7時 参加費：1,000 円

内 容	参加グループ
活動報告会と展示及び交流会	関西日比友の会等12グループ（45人） （平成5年度助成対象団体4グループ、 6年度助成対象団体8グループ）

イ 「女性のためのアフターファイブ交流サロン」

働く女性が、視野を広げ、仕事や生き方のステップアップを図り、情報交換、異業種交流等のネットワークをつくる場を提供した。

定員：40人 第2火曜日 午後6時30分から午後8時30分 参加費：2,500 円

	月 日	ゲ ス ト 等	参加者数
1	2 / 21	ゲスト 尼子 騒兵衛（漫画家） コーディネーター 川喜田 好恵 （ドーンセンター相談担当コーディネーター）	35人
2	3 / 14	ゲスト 安曾田 啓子 （プランニング事務所代表取締役社長） コーディネーター 井上 理津子（フリーライター）	39人

(2) 女性の文化、表現活動の支援事業

女性による文化、表現活動を支援するとともに、女性に対する固定的なイメージや社会意識の変革をめざし、女性に関する文化、表現活動を支援した。

ア 女性映像フェスティバルの開催

オープニングイベントに別掲

イ 定期上映会（ドーン・シネマクラブ）の開催

女性監督の作品や女性の視点に立つ映画の上映等を行った。

入場料 1,000 円

	月 日	内 容	参加者数
1	1/14(土)	「クラスメイト」(タイ) トーク 岸野令子(パブリシスト)	59人
2	2/11(祝)	「霧の柱」(韓国)	53人
3	3/11(土)	「血祭の朝」(中国)	87人

- ウ 女性のためのビデオ講座（初級編）－自分史をビデオで－
 初心者を対象にしたカメラ撮影から編集までの講座を開催した。
 定員：30人 受講者数：31名 受講料：4,000 円
 木曜日 午後6時30分から午後8時30分

	月 日	内 容	講 師
1	1 2 / 1	オリエンテーション	田上 時子 (ドーンセンター事業担当 コーディネーター)
2	1 2 / 8	企画・構成・シナリオ	
3	1 2 / 1 5	カメラワーク・ライティング	
4	1 2 / 2 2	撮影	
5	1 / 1 2	編集	
6	1 / 2 6		
7	2 / 2		
8	2 / 9	発表会・批評会	

(3) 国際交流事業

女性の国際交流を支援することを通じて、女性の地位向上や女性問題の解決に向けた取り組みを行った。

ア 大阪国際女性フォーラム関連イベント

① アジア・シネマサロン

日 程：平成6年11月26日（土）～27日（日）

上映映画：「サラーム・ボンベイ！」（インド）・「紅い服の少女」（中国）
 「暗闇の子供たち」（韓国）

シネマ・トーク：11月26日（土） ゲスト 過 放（中国・大学院留学生）

② パネル展示

期間：平成6年11月25日（金）～27日（日）

内容：「日本の女性展」写真パネル（総理府） 28点
 「ユニフェム」関連ポスター 4点

イ 国連女性開発基金（ユニフェム）への支援

① 国連女性開発基金（ユニフェム）国内委員会の法人会員に加盟した。 （平成6年10月）

② チャリティ・パフォーマンス公演

大阪国際女性フォーラム前夜祭におけるチャリティ・パフォーマンス公演を主催する大阪府男女協働チャリティ実行委員会にメンバーとして参加。収益金をユニフェムに寄託した。

公演日：平成6年11月25日（金）

演 目：ヴァイニー・ボロウズによる一人芝居「シスター！シスター！」

5 啓発学習事業

男性を含めた府民の関心を喚起し、女性問題解決のための啓発活動を行うとともに自主的な学習活動を支援した。

なお、平成6年度の啓発学習事業は、婦人会館からドーンセンターへの移行に伴い、10月までは婦人会館で、11月1日以降はドーンセンターで実施した。

(1) ウィメンズフォーラム（財団設立記念イベント）

府民参加によりドーンセンターの役割について考えるとともに、ドーンセンターのPRを図るために、財団法人大阪府男女協働社会づくり財団設立記念イベントとしてパネルディスカッション等を実施した。

とき：6月18日（土） 定員：200人 参加者数：212人

日 時	テ ー マ	講 師
第1部 13:30～14:50	パネルディスカッション 「輝く女性の応援団」 男女協働社会に向けて、ドーンセンターに 望む	清原桂子（兵庫県立女性センター所長） 三輪昌子（クレオ大阪北館長） 津村明子（財団法人大阪府男女協働社会づくり 財団専務理事）
第2部 15:00～17:00	グループ企画発表会 「ドーンセンター から何かが始まる」	ウィメンズセンター大阪・ビデオ工房AKAME ミズランニング・メンズリブ研究会 財団コーディネーター 田上時子、尼川洋子、川喜田好恵

(2) 女性問題啓発講座

女性問題に対する正しい理解と認識を深めるための各種講座を開催した。

ア 国際家族年を考える

国際家族年にちなんで、家族をキーワードとした女性問題啓発講座を開催した。

定員：200人 受講者数：延べ258人 土曜日 午後2時から午後4時

	月 日	テ ー マ	講 師
1	7 / 2	家族って何だろう	古屋和雄（NHKアナウンサー） 田上時子（財団事業担当コーディネーター）
2	7 / 9	高齢化社会に向けての家族のあり方	山林知左子（神戸シルバーカレッジ教務主任） 尼川洋子（財団情報担当コーディネーター）
3	7 / 23	現代家族へのサポート ～社会の単位は家族？個人？～	天木志保美（同志社大学助教授） 川喜田好恵（財団相談担当コーディネーター）
4	7 / 29 （金）	家庭の中の平等とは	樋口恵子 （高齢化社会をよくする女性の会代表）

イ 女性のための“エイズ講座”

女性を対象としたエイズに対する正しい理解を進めるための講座を開催した。

とき：7月16日（土）午後2時から午後4時 定員：50人 受講者数：25人

テ ー マ	講 師
海外でのエイズ患者と活動体験などについて	西田好恵 (AIDS/HIV教習インストラクター)

ウ ディベートゲーム講座－議論の達人育てます－

「夫婦別姓」を討論テーマとしたディベートゲーム講座を開催した。

定員：30人 受講者数：37人 木曜日 午後6時から午後8時

	月 日	テ ー マ	講 師
1	6/23	「ディベート」事始め	橘統子（フリーアナウンサー）
2	6/30	「ディベート」手習い	
3	7/7	「ディベート」虎の巻	
4	7/21	「ディベート」御殿評定	
5	7/28	いざ決戦！ “ドーンが原の戦い”	

エ 就職~~秘~~大作戦－女子学生ための就職準備講座

就職準備を行っている女子学生等を対象に、就職活動への心構えや面接のための実践講座を開催した。

定員：40人 受講者数：36人

	月 日	テ ー マ	講 師
1	1/29（日） 13:30～16:30	・ライフプラン、キャリアプラン をたてる ・情報分析、自分の適性	金 香百合 (旧大阪YWCA幹事 (大阪ル・トラヴィエイ指導員))
2	1/30（月） 8:30～20:30	・キャリアプランニングのプレゼンテーション	
3	1/31（火） 18:30～20:30	・実践(HOW TO)	

オ メディア・リタラシー “映像メディアを読み解く”

新聞や雑誌、テレビなど身の回りのさまざまなメディアとつきあうための「考え方」「技術」を身につける講座を開催した。

定員：50人 受講者数：34人 土曜日 午後2時から午後4時

	月 日	テ ー マ	講 師
1	2/18	コマーシャルビデオ	小川真知子 他 (メディアリタラシーの会)
2	2/25	ニュース・ワイドショービデオ	
3	3/4	アニメビデオ	

カ 男を解く ～男性問題を解く“男性の解放への道を探る”～

男性を対象に、社会や家庭で強要されている「男らしさ」について考える講座を開催した。

定員：50人 受講者数：35人 金曜日 午後6時30分から午後8時30分

	月 日	テ ー マ	講 師
1	2/3	働きすぎ社会を考える	熊沢 誠 (甲南大学教授) 尼川洋子 (ドーンセンター情報担当コーディネーター)
2	2/10	男性も支える家庭と社会	松原一郎 (関西大学教授) 川喜田好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)
3	2/17	家族のアイデンティティ	内藤弘正 (公立高校教諭) 田上時子 (ドーンセンター事業担当コーディネーター)
4	2/24	ビデオ「男らしさの神話」を見て討論	安部達彦 (メンズリブ研究会)

(3) ウィメンズセミナー

国際婦人年から20年の大阪の女性たちのあゆみを振り返る、3世代の女性（祖母・母・娘の各年代）によるシンポジウムを開催した。

とき：3月11日（月）午後2時から午後4時 定員：100人 参加者数：75人

テ ー マ	講 師
国際婦人年から20年 ー大阪の女性たちのあゆみを振り返ってー	飯田しずゑ(元豊中市議会議員) 帝塚せんこ(イラストレーター) 織田めぐみ(テレビ大阪報道部記者) コーディネーター 津村明子 (ドーンセンター館長)

6 健康促進事業

ウェルネスのフロア（地下1階）に設置した温水プール及びマシンジムの管理運営を行うとともに、マシンジム利用者講習会を実施した。

講習会実施回数		198回	
参加者	女性	1,170人	合計 1,542人
	男性	372人	

7 広報事業

ドーンセンターの設置目的、施設概要、主催事業などの周知を図り、センターの利用と事業への参加を促進するため、各種媒体を用い広報活動を行った。

(1) 情報誌「DAWN」の作成

ドーンセンター主催講座・イベントの案内や受講者・参加者の意見、感想、グループ活動紹介、センター施設紹介等を内容とする情報誌を作成し、都道府県をはじめ府内外の女性関係施設、市町村女性政策関連行政機関、図書館等に配布した。

- ・A4版8頁 10,000部
- ・平成6年10月（創刊号）、平成7年3月（第2号）発行

(2) 利用案内パンフレットの作成

ホールや会議室などを写真で紹介するパンフレットを作成した。

また、視覚障害者に対する広報のため、点字版を作成し、大阪府内盲人福祉センター、府内図書館、盲学校等に配布した。

- ・A4版8頁 5,000部（点字版）・A4版16頁 500部
- ・平成6年10月発行
- ・平成7年3月発行

(3) 広報用ビデオの制作

センターの設立目的や建設の経過、主要設備の概要等を内容としたビデオを制作し、来館者及び見学者に対し広報を行い周知した。

8 一時保育の実施

子育て中の女性の社会参加を促進・支援することを目的として、ドーンセンターの主催事業への参加者やライブラリー等の利用者を対象に「こどものへや」を設置し、一時保育事業を実施した。

(1) 一時保育開設時間

ア 主催事業開催時

ドーンセンター主催事業参加者を対象として、一時保育を実施した。
（事業の前後30分を含めて3時間程度）

イ 毎週木曜日

主に、ウェルネスのフロアやライブラリー等の利用者を対象として、午前9時30分から12時30分、午後1時30分から4時30分の各時間帯で実施した。

(2) 保育協力者

平成7年3月31日現在、42名の保育協力者に依頼している。

保育協力者については、府婦人会館での協力者や大阪府内の女性関係施設における保育ボランティア養成講座修了生、保育経験者、保母・幼稚園教諭・看護婦等の資格所有者及び資格取得見込み者（学生）を中心に募集した。

(3) 保育協力者の定例会及び研修会

「こどものへや」の自主的な運営を行うため、保育協力者の参加の下、保育活動状況や翌月の保育協力体制、「こどものへや」運営等についての定例会を開催した。

また、ドーンセンターの設立趣旨や目的、男女協働社会における保育等についての研修を行い、その成果を保育活動に反映させるよう努めた。

(4) センター利用者への貸し出し

ドーンセンターの利用者の利便を図るため、「こどものへや」が他に利用されていないときは、センターの利用者で希望する者に無料で「こどものへや」の貸し出しを行った。

(5) 利用状況

「こどものへや」一時保育利用状況

	主催事業開催時	木 曜 日	貸 出	合計
11月	5回 子ども 38名 保育協力者 19名	—————	2件	7件
12月	6回 子ども 24名 保育協力者 15名	7回 子ども 28名 保育協力者 18名	7	20
1月	18回 子ども 64名 保育協力者 48名	8回 子ども 35名 保育協力者 18名	6	32
2月	24回 子ども 86名 保育協力者 58名	8回 子ども 80名 保育協力者 38名	12	44
3月	14回 子ども 63名 保育協力者 34名	8回 子ども 67名 保育協力者 41名	15	37
合計	67回 子ども 275名 保育協力者 174名	31回 子ども 210名 保育協力者 115名	42件	140件

第2 ドーンセンターオープニングイベント等の開催

1 開館記念式典

ドーンセンターの開館を記念し、ドーンセンター推進会議や大阪府女性問題懇話会の委員等計画の推進に携わった協力者及び関係者、女性関係施設、各グループ、団体等500人を招待し、7階ホールにおいて記念式典を挙行了した。

と き：平成6年11月7日（月）

式 典：開館記念公演 文楽「花競四季寿より萬歳」（人間国宝吉田簗助氏）

テープカット

式 典

館内視察

レセプション

2 オープニングイベント

女性の自立と参加・参画の拠点となるドーンセンターの開館を広く府民に周知するための各種イベントを開催した。

と き：平成6年11月11日（金）から13日（日）（3日間）

(1) オープニングフォーラム

定員：500人 参加者数：450人

日 時	テ ー マ	講 師 等
11/11(金) 13:30～13:45	ビデオ「ドーンセンターができるまで」上映	赤松良子（前文部大臣） 遙洋子（タレント） ひこ・田中（児童作家） 深江誠子（大学講師） コーディネーター：津村明子（ドーンセンター館長）
13:45～14:30	記念講演「ドーンとがんばれ！ 大阪の女性たちへ」	
14:30～16:30	パネルディスカッション 「女性と家族」	

(2) オープニングコンサート

定員：500人 参加者数：350人

日 時	曲 目	指 揮 等
11/11(金) 19:00～20:30	ヨハン・シュトラウス 美しく青きドナウ ヴァエニアフスキー ヴァイオリン協奏曲第2番 ビゼー 「カルメン」第1組曲 「カルメン」第2組曲	指揮：本名徹二 ヴァイオリン：ライカン ・カラグローヴァ 演奏：大阪シンフォニカー

(3) 女性映像フェスティバル

定員：各500人 参加者数：延べ1,200人

日 時	内 容	ゲ ス ト
11/12(土) 10:30~12:00	映画「ルッキング・フォー・フミコ：女たちの自分探し」	上映後、栗原奈名子監督によるトーク
13:00~14:30	トーク「映像とわたし」	芹川藍（舞妓・演出家） 山崎博子（映画監督） コーディネーター：田上時子（ドーンセンター事業担当コーディネーター）
15:00~17:20	映画「ジョイ・ラック・クラブ」	
18:00~19:45	映画「カミーラ」	

(4) 演劇

定員：500人 参加者数：480人

日 時	内 容	キャスト等
11/13(日) 14:00~15:30	演劇「赤とんぼーイネおばあちゃんの壺」 ※ドーンセンターのオープンを記念して作成されたオリジナル作品	作・演出：鶴野昭彦 出 演：新屋英子 朝比奈潔子 梶本由紀 谷広子

(5) 各フロアのイベント

ア 視聴覚スタジオ

・ビデオシアター

大阪府が収集した海外女性監督ビデオ（一部初公開）をはじめ、テーマ別に各種ビデオの上映を行った。

イ サポート・カンセリングルーム

・オープンハウス

こころの健康、からだ、セクハラ等についてのパネル展示等を行った。

・フリートークスペース

テーマに興味のある人が集まって自由に話し合えるサポート・グループのミニ体験を行った。

・体験コーナー

「女性(らし)のためのカウンセリング講座」のプログラムの一部体験を行った。

ウ 情報ライブラリー

・ブックトークサロン

一冊の本を通して筆者と読者が出会うトークサロンを行った。

【ゲスト】11月11日（金）：木下明美（ブックアドバイザー）

11月12日（土）：広岡守穂（中央大学教授）

11月13日（日）：新井けいこ（作家）

・ライブラリーツアー

情報ライブラリーを使いこなすための図書館案内を行った。

エ ウェルネスのフロア

- ・体力測定会

血圧、体重、体脂肪率等を測定し、測定結果を交付した。

(6) 企画参加型イベント

女性のグループや個人（66グループ）が自主企画したイベントをホールやパフォーマンススペース、会議室等において実施した。

ア ど〜んとかいフェスタ' 94

- ・展示、バザーイベント

グループ活動の成果展示やバザーなどを行った。

参加グループ：サ・パチワークネットなど23グループ

- ・講演会、シンポジウムイベント

グループ活動等の成果発表や各種講演会などを行った。

参加グループ：（社）家庭問題情報センターなど23グループ

- ・パフォーマンスイベント

パフォーマンススペースを利用し、コンサート等各種のパフォーマンスを行った。

参加グループ：ラウンド・ザ・ワールド・ウイメンなど20グループ

イ ど〜んとかいフェスタ' 94 ファイナルイベント

ホールを使っのコンサートやパフォーマンススペースでのグループ交流会を行った。

第3 施設の管理

大阪府から委託を受け、ドーンセンターの管理運営を行うとともに府民の方々にホールや会議室の貸し出しを行った。

1 会議室・ホール等の利用

各種グループが女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進する目的をもって行う学習活動等の催物の開催場所として、ドーンセンターの会議室やホールなどを貸し出した。

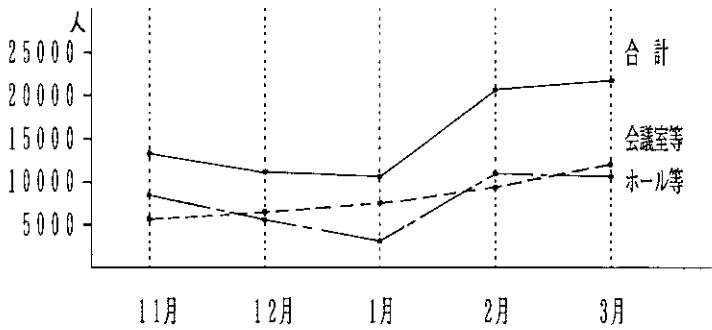
なお、センターの設置目的に支障のない範囲において、府民の健全で文化的な集会及び催物等の実施に対しても会議室等を貸し出した。

(1) 利用状況（平成6年11月～平成7年3月）

ア 会議室等の利用率及び利用人員

	会 議 室 等 (%)				ホール等 (%)	合計 (%)	利用人員 (人)
	会議室	和 室	調理室	小 計			
11月	61.3	64.3	47.6	57.8	57.1	57.7	13,766
12月	30.1	35.5	16.5	26.9	21.0	26.3	11,398
1月	45.2	53.0	19.1	38.9	16.7	36.6	10,457
2月	53.6	50.7	26.4	45.7	36.2	44.8	20,689
3月	59.5	61.3	29.9	51.5	57.3	52.1	22,187
合 計	49.2	52.2	26.4	43.2	36.6	42.5	78,497

（ホール等：ホール、パフォーマンススペース）



イ 利用目的別比率

種 別	目 的 内 利 用 (%)				目的外利用 (%)
	財団主催講座等	登録団体	そ の 他	合 計	
会議室等	18.5	24.7	29.1	72.3	27.7
ホール等	25.1	1.7	37.4	64.2	35.8
合計	19.1	22.7	29.8	71.6	28.4

ウ 時間帯別利用率（利用時間による）

種 別	午 前 (9:30-12:00)	午 後 (13:00-17:00)	夜 間 (18:00-21:30)
会議室等	39.9 %	60.6 %	29.0 %
ホール等	36.4 %	45.3 %	27.6 %
合 計	39.6 %	59.1 %	28.9 %

エ 曜日別利用率（利用時間による）

種 別	平 日	土 曜	日 曜 (祝日含む)
会 議 室 等	39.6 %	48.6 %	49.6 %
ホ ー ル 等	32.1 %	43.5 %	45.2 %
合 計	38.9 %	48.1 %	49.2 %

2 来館者数

開館以来のセンター来館者は次のとおりである。

(単位：人)

	会議室等	ホール等	ライブラリー	ウェルネス	視 察	その他	合 計	1日平均
11月	5,516	8,250	5,797	1,626	389	2,157	23,735	(16日) 1,483
12月	6,268	5,130	6,093	3,497	485	1,857	23,330	(23日) 1,014
1月	7,448	3,009	5,579	2,606	247	860	19,749	(22日) 898
2月	9,409	11,280	6,623	4,044	320	1,576	33,252	(23日) 1,446
3月	11,537	10,650	7,350	5,133	472	1,418	36,560	(25日) 1,462
合 計	40,178	38,319	31,442	16,906	1,913	7,868	136,626	(109日) 1,253

()内は開館日数

3 視察対応

全国の行政関係、女性団体・グループ及び海外からの視察を受け、センター設立の趣旨・目的並びに事業概要の説明を行った。

団体等 視察月	行政関係		各種団体		そ の 他		合 計	
	件数	人 数	件数	人 数	件数	人 数	件数	人 数
1 1 月	24	240	3	48	7	101	34	389
1 2 月	15	190	5	110	7	185	27	485
1 月	14	191	1	10	4	46	19	247
2 月	25	183	4	59	3	78	32	320
3 月	35	347	7	100	2	25	44	472
合 計	113	1,151	20	327	23	435	156	1,913

4 グループ活動の支援等

ドーンセンターを定期的にご利用するグループの利用の促進と交流を図るため、次のとおり施設の提供等を行った。

(1) グループロッカーの設置

グループが学習等の活動を行うために必要な物品を保管するとともに、グループ相互の情報交換場所として、センター内にグループロッカールームを設けた。

・利用団体数 74 団体・グループ（平成7年3月31日現在）

(2) 登録団体制度の実施

男女の自立とあらゆる分野への参加・参画を促進することを目的としてドーンセンターを定期的にご利用するグループを利用者団体として登録し、優先的にセンターを利用できるよう、一般の利用申込受付に先立って、利用申込を受け付ける制度を実施した。

・登録団体数 145 団体・グループ（平成7年3月31日現在）

(3) ワークステーションの運営

ワークステーションに印刷機等の機器類を設置し、団体・グループ等の自主的な活動のために必要な、チラシ・資料等の印刷やコピー、木工作業等の軽作業を行うことができる無料のスペースを提供した。

・設置機器 印刷機、コピー機、紙折機、裁断機
製本機、木工電動工具等

(4) 情報交換プラザの運営

センター内外で行われる各種行事の情報提供及びグループ活動の交流や情報の交換が行えるよう、1階の情報交換プラザにおいてグループ・団体、行政機関等のチラシやパンフレット等を配布した。

配 布 数	府庁関係	104	合 計 485点
	市町村	102	
	他の女性センター	41	
	自主グループ	238	

第4 財団の運営

1 理事会の開催

- 第1回 平成6年5月11日（水）
内 容：財団諸規程、平成6年度当初予算の件等
- 第2回 平成6年6月20日（月）
内 容：理事の選任の件等
- 第3回 平成7年3月17日（金）
内 容：平成7年度予算、平成6年度補正予算の件等

2 ドーンセンター運営推進委員会の設置

ドーンセンターの機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、館長の下にドーンセンター運営推進委員会を設置し、種々の意見、提言をいただいた。

(1) 構成人員

学識経験者、有識者、団体・グループ代表者等 20名

(2) ドーンセンター運営推進委員会の開催

- 第1回 平成6年10月27日（木）
内 容：ドーンセンター事業計画の件等
- 第2回 平成7年2月27日（月）
内 容：平成7年度ドーンセンターの運営、事業計画の件等

3 職員採用等

ドーンセンターの管理・運営を担当する財団職員の採用試験を実施した。

(1) 第1次試験（教養、論文）

日 時 平成6年6月12日（日）
応募者数 804名
受験者数 673名

(2) 第2次試験（面接）

日 時 平成6年7月10日（日）
第1次合格者 13名
最終合格者 3名

(3) 職員研修の実施

出向職員及び新規採用職員、嘱託員に対し、財団の概要、大阪府の女性施策、人権問題、女性問題等についての研修を実施した。

実施日時・回数 平成6年9月1日～9月13日（4日間）
内 容 財団の組織と諸規則、ドーンセンターの施設、財団事業の概要
大阪府の女性施策、人権問題、同和問題、女性関係情報
仕事の進め方、応接の仕方等

平成6年度 財団 主催講座・イベント及び行事 一覧

事業	講座・行事等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報	ドネット検索講習会(毎週金曜日15回 12/2~3/31)												
	自分をいかす情報さがし講座(月曜日5回 1/23~3/31)												
能力 開発	松駒あけみ女性のための自己開発講座(20回 1/24~3/28)												
	姉のためのニューワーク創業支援講座(6回 1/21~2/5)												
	ニューワーク創業支援相談(6回 2/24~3/18)												
相談	姓(おし)のためのカウンセリング講座(15回 12/8~3/30)												
	年金相談(2/26~2/28) こころのサポート電話(2/6~3/31)												
交流 促進	ジャンプ活動報告交流会(3/19)												
	姉のためのアフターファイブ交流サロン(2回 2/21,3/14)												
	定期上映会(3回 1/14,2/11,3/11)												
	ビデオ制作講座 初級コース(木曜日8回 12/1~2/9)												
啓発 学習	ウィメンズフォーラム(財団設立記念 6/18)												
	国際家族年を考える(土曜日4回 7/2~7/29)												
	女性問題 女性のためのエイズ講座(7/16)												
	ディベートゲーム講座(木曜日5回 6/23~7/28)												
	就職④大作戦 女子学生のための就職準備講座(3回 1/29~1/31)												
	メディアリテラシー “映像メディアを読み解く”(土曜日 3回 2/18,2/25,3/4)												
	男を解く〜男性問題を解く “男性の心への道を探る”〜(金曜日4回 2/3~2/24)												
	ウィメンズセミナー(3/11)												
広報	情報誌「DAWN」の発行												
オープ ニング イベ ント	11/11 オープニングフォーラム、オープニングコンサート 11/12 女性映画フェスティバル 11/13 前編 11/11~11/13 ビデオシアター、ブックトークサロン、企画参加型イベント 11/26,27 大塚女子フォーラム												
財団 関係	理事会等の開催	4/1財団設立	5/11理事会	6/20理事会					10/27(運営 推進委員会)			2/27(運営推 進委員会)	3/17理事会
	その他			6/12(採用試 験一次)	7/10(採用試 験二次)	8/8施設利用 開始			11/7記念式典				

参 考 資 料

財団法人大阪府男女協働社会 づくり財団 設 立 趣 意 書

1975年の「国際婦人年」及びこれに続く「国連婦人の10年」を契機として、世界各国では、女性の地位向上や女性に対するあらゆる差別の撤廃に向けての取り組みが積極的に進められてきました。

我が国においても、男女雇用機会均等法の制定をはじめ国内関係法の整備を行い、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、新国内行動計画を策定し、女性関係施策を推進しております。

大阪府においても第1期、第2期行動計画に続き、平成3年9月には第3期行動計画「女と男のジャンプ・プラン」を策定し、知事を本部長とする大阪府女性政策企画推進本部のもとに女性問題の解決を図るための施策を積極的に推進しております。

大阪が地球時代にふさわしく、人間と自然の調和を保ち、かつ文化の薫り高い国際都市へ発展していくためには、男女が共に人間として尊重され、性差にとらわれることなく、豊かな人間関係のなかで、人生のあらゆる段階で支えあうことのできる社会、即ち、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加・参画に基づく男女協働社会を実現することが不可欠であります。

しかしながら、男女の固定的な役割分担意識はまだ根強く、男女の自立及びあらゆる分野への対等な参加・参画を不十分なものとしています。また、近年における高齢化、情報化、国際化等の急激な進展により、女性問題に係わる新たな課題が生じてきております。

男女協働による真に豊かな社会を実現するためには、行政の力だけで達成できるものではなく、民間においても女性問題の解決に向けて社会的な気運の醸成を図るとともに、企業、民間団体さらには府民一人ひとりが知恵と創意を発揮して積極的な活動を展開することが重要です。

財団法人大阪府男女協働社会づくり財団は、そうした行政並びに府民、民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために中心的な役割を果たすとともに、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するため、情報の収集及び提供に関する事業、能力開発に関する事業、女性の抱える問題に関する相談事業、女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業、調査研究及び啓発学習に関する事業、女性の健康に関する事業及びドーンセンター（大阪府立女性総合センター）の管理運営を行うこと等により、男女協働社会の実現に寄与することを目的として設立するものであります。

財団法人大阪府男女協働社会 づくり財団 寄 附 行 為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人大阪府男女協働社会づくり財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府中央区大手前1丁目3番49号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、大阪府の区域内において、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進する事業を行い、もって男女協働社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 女性の能力開発に関する事業
- (3) 女性の抱える問題に関する相談事業
- (4) 女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業
- (5) 男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するための調査研究及び啓発学習に関する事業
- (6) 女性の健康に関する事業
- (7) 前各号に掲げる事業及び施設の管理運営の受託に関する事業
- (8) 前7号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 理事長は、毎会計年度終了後3カ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事

の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事数の3分の2以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別)

第15条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 理事(理事長及び専務理事を含む。) 10人以上20人以内
- (4) 監事 2人

(選任)

第16条 理事及び監事は、理事会において選任し、大阪府知事の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 専務理事は、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか1名とその親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事数の3分の1を越えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、こ

れを理事会及び大阪府知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって

開催の請求があったとき。

(3) 監事が第17条第4項第4号の規定により、招集したとき。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事数

(3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 委員等

(設置)

第30条 本財団に、第4条に定める事業の円滑な促進を図るため、必要に応じ、委員を置き、又は委員会を設置することができる。

- 2 委員の選任、委員会の設置、運営その他必要な事項は、理事会の同意を得て、理事長が別に定める。

第6章 事務局

(設置)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3 事務局の職員は、理事長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第32条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会において理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事

の承認のあったとき解散する。

(残余財産の処分)

第35条 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て、大阪府知事の許可を得、この法人と類似の目的を有する公益法人又は大阪府に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第36条 この寄附行為の施行について必要な事項は、寄附行為に定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項から第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成6年9月1日から施行する。

財団法人 大阪府男女協働社会づくり財団

役員名簿

平成7年3月31日現在

	役 員 名	役 職 名
理事長	吉 沢 健	大阪府副知事
専務理事 (館長)	津 村 明子	前大阪府生活文化部長
理 事	上 田 正昭	大阪女子大学学長
理 事	高 橋 叡子	大阪府教育委員
理 事	竹 中 恵美子	花園大学社会福祉学部教授
理 事	西 村 博子	園田学園女子大学文学部教授 劇場「タイニイ・アリス」主宰
理 事	萩 尾 千里	関西経済同友会常任幹事・事務局長
理 事	端 田 宣彦	作曲家、フォークソング歌手
理 事	林 郁	武庫川女子大学家政学部教授
理 事	廣 中 ミユキ	花園大学 文学部助教授 元オリンピック体操選手
理 事	藤 井 龍子	大阪府生活文化部長
理 事	堀 内 登久子	(株)にほんれいあうと社長 ニュービジネス フォーラム 理事・同女性常任委員 女性経営者・有識者交流研究会長
理 事	村 上 文	労働省大阪婦人少年室長
理 事	安 枝 英紳	同志社大学 法学部長
理 事	若 松 陽子	弁護士
監 事	福 家 一行	大阪府副出納長
監 事	古 財 正三	大阪府生活文化部次長

ドーンセンター運営推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 大阪府立女性総合センター（ドーンセンター（以下「センター」という。））の機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、センター館長（以下「館長」という。）の下にドーンセンター運営推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、センターの円滑な事業運営に関して意見及び提言を行う。

（組織）

第3条 委員会は、館長が学識経験者、団体・グループ、利用者等の中から委嘱した委員をもって組織する。

- 2 委員会に、座長及び副座長をおく。
- 3 座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長の指名による。
- 4 座長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第5条 委員会は座長が招集し、座長がその議長になる。

（報酬）

第6条 委員は無報酬とする。ただし、委員には別に定めるところにより費用を弁償することができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、財団法人大阪府男女協働社会づくり財団事務局において行う。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、館長が定める。

附則

この要綱は、平成6年10月27日から施行する。

ド ー ン セ ン タ ー 運 営 推 進 委 員

氏 名	役 職 名	備 考
小松 満貴子	武庫川女子大学教授	座長
伊藤 公雄	大阪大学人間科学部助教授	副座長
味沢 道明	メンズリブ研究会	
石原 雅子	ミズ プランニング	
伊吹 和子	大阪府消費者団体連絡協議会	
國信 潤子	愛知淑徳大学教授	
砂湖 和子	新日本婦人の会大阪府本部	
鄭 早苗	大谷大学 助教授	
橋本 敏子	(株)生活環境文化研究所	
畑田 美智子	いけだ生涯教育推進会	
林 誠子	日本労働組合総連合会大阪府連合会	
樋口 和恵	大阪保育運動連絡会	
前川 美奈子	岸和田女性会議	
松原 静子	府立婦人会館グループ連絡協議会	
松村 英子	関西働く婦人の会	
山口 百合子	日本婦人会議大阪府本部	
山中 米子	(財)大阪府同和事業促進協議会	
弓澤 玲子	(社)大阪府建築士会女性建築士委員会	
吉村 幸子	大阪府地域婦人団体協議会	
和田 啓子	(財)大阪科学技術センター	

計 20名 (50音順)

大阪府立女性総合センター条例

(設置)

第1条 女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進し、もって男女協働社会の実現に資するため、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）を大阪府中央区大手前1丁目に設置する。

(事業)

第2条 センターは、次の事業を行う。

- 1 女性の抱える問題に関する相談を行うこと。
 - 2 女性に関する情報の収集及び提供を行うこと。
 - 3 女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進するための講習会、講演会、催物等を開催すること。
 - 4 センターの施設を前号に規定する講習会、講演会、催物等の開催の用に供すること。
 - 5 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要なこと。
- 2 センターは、前項各号に掲げる事業を行うほか、前条の目的の達成に支障のない限り、その施設を府民の健全で文化的な集会、催物等の利用に供することができる。

(使用料)

第3条 センターを利用しようとするものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、マシンジム、フィットネススタジオ、プール及び駐車場を利用しようとする場合の使用料の額は、別表第2に掲げる金額とする。

- 1 利用者が第1条の目的のために利用する場合 別表第1に掲げる金額
- 2 前号に掲げる場合以外の場合 別表第1に掲げる金額に2を乗じて得た額

(還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(管理の委託)

第6条 知事は、センターの管理に関する事務のうち、センターの利用、事業の運営及び施設の維持に関する事務を財団法人大阪府男女協働社会づくり財団に委託することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(大阪府立婦人会館条例の廃止)

- 2 大阪府立婦人会館条例（昭和38年大阪府条例第6号）は、廃止する。

大阪府立女性総合センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府立女性総合センター条例（平成6年大阪府条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することがある。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することがある。

- 1 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日（第3号に掲げる日に当たる場合を除く。以下同じ。）に当たるときは、その日後直近の開館日）
- 2 法に規定する休日の翌日（その日が法に規定する休日、前号に掲げる休館日又は土曜日若しくは日曜日に当たるときは、その日後直近の開館日）
- 3 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の制限)

第4条 センターを引き続き5日を超えて利用し、又は同じ月のうち5日を超えて利用することはできない。ただし、マシンジム、フィットネススタジオ、プール若しくは駐車場を利用しようとするとき又は知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

- 第5条 センターを利用しようとするものは、利用申込書（別記様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、マシンジム、フィットネススタジオ、プール又は駐車場を利用しようとするものは、知事が別に定める利用券の交付による承認を受けなければならない。

(使用料の納付時期)

第6条 前条の規定により利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、当該承認の際に、条例第3条に規定する使用料を納付しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第7条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第4条ただし書の規定に基づき、既納の使用料のうち、それぞれの当該各号に定める額を還付する。

- 1 天災その他やむを得ない理由によりセンターを利用できない場合で知事が適当と認めるとき 使用料に相当する額

- 2 ホール又はパフォーマンススペースの利用に係る利用者が利用の日の3月前までに利用の申込みを取り消したとき 使用料の5割に相当する額
- 3 ホール又はパフォーマンススペース以外の利用に係る利用者が利用の日の1月前までに利用の申込みを取り消したとき 使用料の5割に相当する額

(転貸等の禁止)

第8条 利用者は、利用の承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させてはならない。

(利用承認の取消し等)

第9条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることがある。

- 1 センターの利用の申込みに偽りがあったとき。
- 2 他の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- 3 建物及び設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 4 条例又はこの規則の各条項に違反したとき。
- 5 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(入館の制限等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることがある。

- 1 前条第2号及び第3号に規定する行為をした者又はするおそれのある者
- 2 承認なくして、寄附金の募集、物品の販売、商品、行事等の宣伝その他これらに類する行為をした者
- 3 前各号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

(損傷等の届出)

第11条 利用者は、建物及び設備を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

(細則)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定の施行期日は、平成6年11月1日とする。

(大阪府立婦人会館条例施行規則の廃止)

- 2 大阪府立婦人会館条例施行規則(昭和57年大阪府規則第20号)は、廃止する。